プロジェクト　ASAF 対応
項目　保険契約

I. 本資料の目的

1. 本資料は、IASB における保険契約プロジェクトの直近の検討状況及び 2014 年 12 月の会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議の資料の概要をご説明し、ASAF における対応を検討することを目的としている。

2. 本資料上、IASB が 2010 年 7 月に公表した公開草案「保険契約」を「2010 年 ED」、2013 年 6 月に公表した改訂公開草案「保険契約」を「改訂 ED」と称する。

II. IASB における検討状況及び今後の予定

3. 2014 年 11 月のIASB会議の教育セッションでは、CFO Forum[1]が提案している有配当契約の代替モデルが紹介された。なお、今回の教育セッションでは、特段の暫定決定は示されなかった。

4. CFO Forumが提案している有配当契約の代替モデルの概要[2]は、次のとおりである。

(1)全ての有配当契約に適用可能である。これにより、経済的に類似した契約には一貫した処理が適用されることが確保される。
(2)全てのタイプの契約に単一の測定基礎が適用される。負債測定には単一の割引率が適用される。オプションと保証の処理は他の全てのキャッシュ・フローと整合的に取り扱われる。
(3)将来の期待損益に影響を及ぼす全ての仮定（基礎となる項目の価値及び再投資の仮定に影響を受ける金融面の仮定を含む）の変更に対して、契約上のサービス・マージン（CSM）をフルにアンロックする。CSM は、契約上のサービスの提供から発生する全ての将来の期待利益を表象する。
(4)CSM は、契約上のサービスの移転を最も反映する方法で純損益に解放される。
(5)金利収益と金利費用の一貫性を提供するために、ポートフォリオの直近の簿価利回り(current portfolio book yield)が純損益に計上する金利費用を決定する割引率として使用される。
(6)保険者は、割引率変動の影響を OCI か純損益に表示することを会計方針として選

1　欧州の主要な保険会社の CFO が参加している団体。
2　代替モデルの詳細は、別紙 B 参照。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

択できる。これは、保険者の ALM 戦略を反映するため、及び、資産の会計方針の結果として必要である。

5. なお、IASB スタッフは、有配当契約の会計処理に関する検討を 2015 年上半期にかけて継続して行い、2015 年中には本基準を最終基準化する予定である。

III. ASAF 会議資料の概要

6. 2014年12月のASAF会議では、保険契約プロジェクトも議題に含まれているものの、これまでの IASB 会議における無配当契約に関する暫定決定及び IASB 会議の教育セッションにおける有配当契約の検討状況に関する説明が予定されており、ASAF メンバーへの質問事項は示されていない。

7. なお、ASAF 会議の資料（パワーポイントのスライド資料）には、これまでの ASAF 会議で議論した内容とそれに対応した IASB の暫定決定の内容などが別紙 A の通り示されている。

IV. CFO Forum の代替案に関する ASBJ の予備的分析

8. CFO Forum の代替案の提案のうち、IASB でのこれまでの有配当契約の検討内容と比較して、特に、「対象範囲」、「金利費用の算定に用いる割引率にポートフォリオの直近の簿価利回りを使用する方法」、「事後測定における CSM のフルアンロック」の 3 点に焦点を当てて、分析を行い、ASBJ 事務局として別紙 C のとおりの予備的分析を行った。

V. 保険契約専門委員会で示された主な意見

9. CFO Forum の代替案及び同代替案に対する ASBJ 事務局の予備的分析に関して、11 月 20 日に開催された保険契約専門委員会で示された主な意見は、次のとおりである。

（対象範囲）

- 投資業績と引受業績が一体であることが無配当契約も含めた保険契約の本質であり、1 つの測定モデルとすべきである。【作成者】
- 配当の有無で会計処理を区分すべきではない。ただ、無配当契約の会計処理が暫定決定されていることを踏まえると、基礎となる項目との依存性が強い契約に限って、当該モデルを認めることも考えられる。【作成者】
- 対象範囲は、具体的な会計処理をどのように行うかによって変わり得るため、個

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

別に判断することは困難である。【監査人】

（金利費用の算出にポートフォリオの直近の簿価利回りを使用する方法）

- 簿価利回り法については、実務上機能するかどうかを十分に検証できていないが、資産側の利回りに合わせて、保険契約負債の割引率を更新するという考え方自体は支持することができる。【作成者】
- 資産側の利回りに合わせて、負債側の割引率を更新するという考え方自体は支持できるものの、提案されている簿価利回り法が実務上機能するか疑問である。【監査人】

（事後測定におけるCSMのフルアンロック）

- CSM のフルアンロックに関しては、密接不可分の関係にある引受業務と投資業務を整合的に取り扱うことができるため、強く支持している。【作成者】
- 仮に CSM をフルアンロックする場合は、CSM の変動に関する情報が十分に開示されることが必要である。【利用者】
- CSM のフルアンロックに関しては、履行キャッシュ・フローに含まれない間接費相当分が将来賄えなくなる可能性が高まる点で違和感があり、フルアンロックの考え方自体は否定しないものの、アンロックする範囲には一定の歯止めが必要である。【監査人】

VI. ASAF 会議への対応方針（案）

10. ASAF 会議では、これまでの IASB 会議における無配当契約に関する暫定決定及び IASB 会議の教育セッションにおける有配当契約の検討状況に関する説明が予定されており、ASAF メンバーへの質問事項は特に示されていない。

11. しかし、有配当契約は、我が国の保険契約の太宗を占める重要な会計処理である。また、11 月 20 日の保険契約専門委員会においては、特に、財務諸表作成者から、CFO Forum の CSM フルアンロックを積極的に支持する意見が出ていた。彼らは、保険契約では引受活動と投資活動を明確に分離することができないことを考慮すると、金融面の仮定の変更と非金融面の仮定の変更が整合的な方法で取り扱われれば、財務業績がより適切に反映されると考えている。

12. IASB は、これまで、収益認識の会計基準との整合性を意識して保険契約の会計処理を検討してきた。このため、Day 1 Gain の認識を回避する目的で、CSM という考え方が導入され、その後、CSM は将来の未稼得利益と定義されることになった。しかしながら、将来の未稼得利益を CSM として負債計上することが、果たして適切な

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ことであるかという概念フレームワーク上の問題は未解決のままである。将来の未稼得利益であるならば、CSM（負債）ではなく、OCI（資本）として整理する方（統合 OCI アプローチ）が、むしろ親和性があるのではないかと考えられる。CFO Forum の代替案の検討にあたって、統合 OCI アプローチも、今後検討する価値がある代替案と考えられる。

13. これらを踏まえると、発言の方向性（案）は次の通りとなる。

1. 我々は、CFO フォーラムの提案を精読し、保険契約の会計について、まだ解決されていない様々な課題が存在している旨を理解した。したがって、我々は、IASB がこれらの課題について、十分な時間をかけて検討することが重要と考えている。

2. そこで、まず、日本の市場関係者からのフィードバックを共有させて頂きたい。我々が日本の市場関係者（特に生命保険会社）にヒアリングを行ったところ、関係者からは、CFO フォーラムが提案している「CSM の完全なアンロック」に対して、強い支持が示された。彼らは、保険契約について引受活動と投資活動を明確に分離することは困難であり、金融面の仮定の変更と非金融面の仮定の変更を整合的な方法で取り扱うことによって、財政状態及び財務業績がより適切に反映されると考えている。

3. しかしながら、この CFO Forum 提案を検討している過程で、CSM を負債に表示することが適切かどうかについて改めて検討が必要ではないかという見解が示された。これは、CSM を完全にアンロックして負債に表示することを前提とすると、当該負債の測定基礎の性質について疑問が生じるためである。また、CSM が当初認識時点で算出された繰延利益としての性格を有する点を考慮すると、CSM を負債に表示することが、概念フレームワークとの関係で著しい不整合が生じさせることになるかという点について、疑問が生じている。

4. これまで、IASB は、収益認識基準との整合性の観点から CSM を履行義務の一部と捉えて議論しているほか、2014 年 4 月の IASB 会議において、「統合 OCI」という選択肢を再検討しないことを暫定決定したことについては理解している。しかし、有配当契約に関する CFO フォーラムの提案の便益と課題を踏まえると、当該選択肢を改めて検討することに価値があると考えられる。また、将来の未稼得利益を OCI に表示する考え方は、概念フレームワーク・プロジェクトにおいて議論されている財政状態を報告する観点から目的適合的な測定基礎と財務業績を報告する測定基礎の差額を OCI に表示するという考え方とも整合的である。

5. 当該選択肢が保険契約の会計処理に関する様々な難題を解決する近道であるとも考えられ、これについて、他の ASAF メンバーからのご意見も伺えれば幸いである。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

別紙 A: ASAF 会議の資料（パワーポイントのスライド資料）

A1. ASAF 会議の資料（パワーポイントのスライド資料）には、これまでの ASAF 会議で議論した内容とそれに対応した IASB の暫定決定の内容などが次のとおり記載されている。

(1) 無配当契約の会計処理

2014 年 3 月 ASAF 会議の議題	IASB の意思決定
OCI の使用	割引率変動の影響を純損益又は OCI のいずれに表示するかをポートフォリオ単位の会計方針で選択する。
リスク調整のアンロック、不利な契約で過去に認識した損失の取扱い	• リスク調整と将来キャッシュ・フローの現在価値に関する現在の見積りと従前の見積りの変動について、契約上のサービス・マージン（CSM）で調整する。 • 不利な契約に関して、将来のサービスに係る見積りの有利な変更が生じた場合は、過去に損失を認識した範囲で純損益に認識した上で、それを上回る部分を CSM に認識する。
保険契約収益及び費用の表示	• 企業は獲得した収益及び発生した費用を包括利益計算書に表示しなければならない。また、収益からは投資要素を除外して表示する。 • 保険料情報は、当該情報が一般的に理解されている収益の概念に合致しない場合には、包括利益計算書への表示を禁止する。

2014 年 9 月の ASAF 会議の議題	IASB の意思決定
経過措置 • 遡及適用 • 簡便化アプローチ • 簡便化アプローチが実務上不可能な場合の第 3 のアプローチ	• 実務上不可能でなければ、企業は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、本基準を遡及適用しなければならない。 • 遡及適用が実務上不可能な場合、企業は、簡便化アプローチを適用しなければならない。ただし、改訂 ED で提案した簡便化アプロー

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

2014 年 9 月の ASAF 会議の議題	IASB の意思決定
	チのうち、当初認識時点のリスク調整の見積り方法に関する部分を修正する。 • 簡便化アプローチの適用が実務上不可能な場合、移行日時点の CSM の算出において、「公正価値アプローチ」を適用しなければならない。 • 企業は、3 種類のアプローチを用いて測定した契約に関して、アプローチ別に区分して、移行時に要求される事項を開示しなければならない。

(2) 有配当契約の会計処理

ASAF 会議の議題	IASB の意思決定
(2014 年 6 月) • 有配当契約における別個のモデルの適用の要望 • 基礎となる項目から得られるリターンの保険者持分の変動に関する CSM の調整 • 保険契約に組み込まれているオプション及び保証の価値の変動に関する会計処理 (2014 年 9 月) • 無配当契約に関するモデルの修正の範囲 • 黙示的な手数料としての保険者持分 • 簿価利回り法及び実効利回り法を用いた金利費用の算定	有配当契約の会計処理については、現時点で結論に達していない。2014 年 11 月の IASB 会議の教育セッションにおいて、CFO フォーラムが提案している有配当契約の代替モデルが紹介される予定である。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

別紙B: CFO Forumの代替案の概要（一部のみ抜粋）

（対象範囲）

（提案内容）

B1. 代替案は全てのタイプの有配当契約に適用される。

B2. 有配当契約には、保証した給付金の補足として、契約上または裁量権により保険契約者に対して変動リターンを受け取る権利を与えている全ての契約を含む。変動リターンは次のうちの一つかそれ以上に基づくものである。[3]

- 契約の特定のプールか、ある特定のタイプの契約の業績
- 特定の資産プールからの実現または未実現の投資リターン
- 会社、ファンド、又は保険契約を発行した他の会社の利益

（提案理由）

B3. 代替提案は、会計上の原則の適用を一貫させるため、全てのタイプの有配当契約を適用可能とすることを意図している。これによって経済的に類似した契約は整合性のある取扱いとなり、比較可能性が改善する。

B4. 一方、改訂EDの「ミラーリング・アプローチ」と直近の再審議で提案されている「黙示的な管理手数料」は、範囲が狭すぎて、保険者が発行した有配当契約の重要な部分が除かれてしまう。

B5. また、代替提案では、保険期間にわたってより安定的な長期のリターンを保険契約者に提供するために、保険者が裁量権を利用するという契約の性質を反映している。保険契約者に配分するリターンの水準に関して裁量権を活用することは、多くのタイプの有配当契約でも見られる。

（純損益に表示する金利費用の算定に用いる割引率）

（提案内容）

B6. 純損益に金利費用を表示するために使用する割引率は、基礎となる項目側で純損益に認識される投資リターンと整合的な、更新される金利（すなわち、簿価利回り）となる。簿価利回りは、ポートフォリオ単位で決定される。

B7. 金利費用の計上に用いる簿価利回りと財政状態計算書に計上する保険負債を測定する現在の金利との差額は、OCI（PLを選択している場合は、純損益）に認識される。

[3] 資産依存性が十分でない契約が含まれてしまう可能性があるという懸念への対応としては、有配当契約の定義に「基礎となる項目のリターンの重要な部分」を追加することが可能であるとしている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

B8. ポートフォリオの現在の簿価利回りは、次の通り求められる。

(1) 負債性証券の簿価利回りは、証券の実効金利に、想定される再投資を調整する。負債性証券のデュレーションが保険負債のそれよりも短い場合に、再投資の調整が必要となる。再投資の仮定は、現在の市場金利に基づいて推定する。従って、この期間は、OCI が発生しない。再投資の仮定が変更されると将来の収益性が変化する。

(2) 基礎となる資産が全て FVPL で測定されている場合、包括利益計算書に計上する金利費用を計算する割引率は、財政状態計算書で保険負債を測定するときに使用する現在の割引率と同じになる。

(3) 基礎となる項目には、他のもの（投資不動産、株式等）もある。その場合も、簿価利回りは、当該資産側で純損益に認識するリターンを反映して決定されるか、もしそれがない場合は、財政状態計算書で保険負債を測定する金利(現在の金利)を使用する。

B9. ポートフォリオで管理しているために、既に保有している資産を新規の保険負債の基礎となる項目とする（引き継ぐ）ことがしばしば行われる（これは、異なる世代の保険契約者を管理する有配当契約の性質を反映している)。この場合、財政状態計算書に計上する保険負債を測定する金利（当初の金利）と簿価利回り（引き継いだ基礎となる項目に対応)の間に当初金利差が発生する(これは、Day1　OCI である)。この Day1　OCI は、契約単位ではなく、OCI 全体のなかで管理する。概念的には Day1　OCI は回避すべきものである。しかし、実務上は、重大な欠点とはならない。

（提案理由）

B10. 上記原則は、保険ビジネスにおける資産と負債の内在するリンクを反映し、会計上のミスマッチを削減する効果が大きい。また、ALM 戦略（保険負債にあわせて固定金利の負債性証券を購入すること等）は OCI で反映されることになる。

B11. 一方、IASB スタッフが提案している簿価利回り法は、対象範囲が狭すぎる（例：FVOCI を対象外としている)。また、実効金利法は、会計上のミスマッチを削減する効果が小さい。

（CSMのフルアンロック）

（提案内容）

B12. 有配当契約において、CSM はサービスの提供から生じる将来の未稼得利益を反映する。

B13. CSM は期待将来利益に影響を与え、かつ将来のサービスに関連するあらゆる仮定

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

の変化を調整する。その仮定には、基礎となる資産の価値の変化及び再投資の仮定の変化が影響を与える金融面の仮定を含む。金融面と非金融面の仮定の変化は、事後測定においても整合的に取り扱われる。投資リターンを含む金融面の仮定は当初認識時点の CSM の算定に影響を与えるため、事後測定においても整合的に反映される。

（提案理由）

B14. CSM のフルアンロックを支持する論拠は、おおむね、以下の通りである。

(1) 当初認識時点と事後測定時点で CSM の測定が整合する。

(2) CSM が最新の意味のあるものとなる（期待将来利益に関する主要な情報源）（古い情報に基づいた単なる「プラグ」ではなく）

(3) 金融面及び非金融面の損益の源泉を整合的に反映する。

(4) 有配当契約の資産依存性を適切に反映する。

(5) 将来のサービスに影響を及ぼす変動を繰り延べることで、意味のある業績報告となる。

B15. 代替案における当初認識時点の CSM 決定方法は、改訂 ED の一般原則と整合する。改訂 ED では将来に向かって測定するので、有配当契約の場合、当初の保険負債（CSM を含む）は将来の資産リターンを予想することが必要となる。この予想は、現存する資産のリターンと（資産のデュレーションが短い場合には）再投資の仮定に基づく。

B16. 代替案では、事後測定でも、CSM は当初認識時点と同様にアンロックされる。CSM は将来の損益に影響を与える全ての要素に対してアンロックされる。資産リターンにリンクした金融面の仮定は、有配当契約の未稼得利益に影響を及ぼす。保険者は、保険カバーと資産管理サービスの両方を提供するからである。

B17. 有配当契約は、種々の損益要因（主として費用、リスク、投資）に影響を受ける。有配当契約では、引受業績も投資業績も契約上の損益を表し、したがって、CSM をフルにアンロックすることで一緒に表示されなければならない。引受業務と投資業務を厳格に分割して異なる取扱いをすることは、利益源泉を人為的に分割することになる。非投資損益（費用、リスク）に対してだけ CSM をアンロックして、資産リターンに対してはアンロックしないこと（部分的なアンロック）では、CSM は意味のあるものとならない。また、このような区別は、アンバンドリングの要件に反する。

B18. 代替案では、純損益は保険者の長期の財務業績に関連する結果を反映する。再投資の仮定や資産価値の変動にリンクした金融面の仮定の変動は、保険契約に関連した将来の未稼得利益の変動を意味するので、当該価値変動が生じた期の財務業

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

績としては報告されない。

B19. 改訂 ED のビルディング・ブロック・アプローチでは、基礎となる項目からの期待リターンを履行キャッシュ・フローに含めることとされている。同様に、代替案のフルアンロックされた CSM は、期待将来リターンの変動からの将来の未稼得利益の変動を捕捉することになる。

B20. 保険者は、保険契約者に長期の投資リターンを提供するために、基礎となる資産を一体として会社の資格で保有する。(保険契約者の部分と保険者の部分を別々に分けて保有又は管理する訳ではない。)

B21. 有配当契約では、保険契約者に配分されない資産リターンは契約の長期業績の一部となる。

B22. CSM をフルアンロックしても基礎となる項目の会計処理は変えない。基礎となる項目は IFRS 第 9 号に従って、財政状態計算書及び包括利益計算書に表示される。その後、保険契約の会計基準に従って、CSM が調整される。その結果、報告される収益は保険契約の会計基準の影響を受ける。

B23. CSM の取扱いは、基礎となる項目ではなく有配当契約の性質を反映している。保険者は、投資リターンに基づいてサービスに対して補償される。投資そのものに対して補償されるのではない。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

別紙C: CFO Forumの代替案に関するASBJ事務局による予備的分析

C1. CFO Forumの代替案の提案のうち、IASBでのこれまでの有配当契約の検討内容と比較して、特に、「対象範囲」、「金利費用の算定に用いる割引率にポートフォリオの直近の簿価利回りを使用する方法」、「事後測定におけるCSMのフルアンロック」の3点に焦点を当てて、分析を行い、ASBJ事務局として次のとおりの予備的分析を行った。

（対象範囲）

C2. 基礎となる項目と保険負債とのキャッシュ・フローの相互依存性が強い有配当契約においては、保険契約者に対して重要な変動リターンを受け取る権利を与えているため、基礎となる項目と保険契約負債の測定基礎の不整合によって重要な会計上のミスマッチが生じることは、企業の財務業績を適正に表示する観点から適切でない。そのため、こうした有配当契約については、一般的な負債の測定に関する取扱いとは異なる取扱いを設けるべきであると考えられる。

C3. 今回のCFO Forumの代替案は、有配当契約の実態（多種多様であること）を踏まえつつ、経済的に類似した契約は整合性のある取扱いを行うことを指向したものであり、大きな方向性としては支持できる部分もあると考えられる。しかし、最終的には、CFO Forumの代替案で示されている「ポートフォリオの直近の簿価利回りを使用する方法」や「事後測定におけるCSMのフルアンロック」のあり方など、適用される会計処理を踏まえて判断する必要があると考えられる。

C4. また、資産からのリターンの保険者持分の変動をCSMで調整することを検討するにあたっては、基礎となる項目と保険契約負債の測定基礎との関係を踏まえ、例えば、保険契約者が「基礎となる項目のリターンの重要な部分」を受け取れる場合を対象範囲にすることが考えられる。

（純損益に金利費用を表示するために使用する割引率を算定する手法としての「ポートフォリオの直近の簿価利回りを使用する方法」）

C5. 基礎となる項目と保険負債との間にキャッシュ・フローの相互依存性が非常に強い場合、純損益に金利費用を表示するために使用する割引率は、会計上のミスマッチを回避するためには、基礎となる項目における純損益に認識される投資リターンと整合的なものであるべきである。

C6. 今回のCFO Forumの代替案は、こうした会計上のミスマッチを回避する観点からの取組みとして一定の評価はできるが、Day2キャッチ・アップ調整又はDay1 OCIという簿価利回り法を採用する場合の構造的な問題に加え、資本性金融商品がFVOCIで測定されている場合や投資不動産に原価モデルを採用している場合の取扱いな

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ど、実務的に解決すべき課題も多く存在すると考えられる。あわせて、Day2 キャッチ・アップ調整又は Day1 OCI に関して、CFO Forum の代替案では「実務上は重大な欠点とはならない」としていることから、実際のインパクトの大きさについても試算した上で判断する必要があると考えられる。

C7. なお、我が国の生命保険会社の 3 利源配当の有配当契約において、会計上のミスマッチを回避する観点から簿価利回りを採用する場合には、どのように算定するのかを明確にする必要があると考えられる。

（事後測定におけるCSMのフルアンロック）

C8. 事後測定における CSM のフルアンロックに関して、金融面の仮定の変動も将来の未稼得利益を構成するものと考えられるが、「保険会社の提供するサービス」に含まれるものは何かという、CSM の定義に関係するものと考えられる。したがって、有配当の保険契約における CSM、OCI のそれぞれの考え方を整理する必要があると考えられる。

C9. そのような前提をおいたうえで、今回の CFO Forum の代替案は、当初認識時点の CSM と事後測定時点の CSM で整合した取扱いとなるという点で、一定の評価はできるものであると考えられる。その一方、金融面の仮定の変動も CSM で調整すると、財務指標に関する問題や間接費相当分を賄うべき CSM が残されない恐れがより高まる点への対応などについても検討を進める必要があると考えられる。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。